本朝要樞

二

イ 5
1189
2

イ5
1189
2

本朝要樞巻之二

質素考

唐土の始のこと伏羲出て人皇となる史記評林を按ずるに伏羲の他の才人の前神農の人の前に出ていづれも聖德乃ち天子伏羲のことなりとあり衣冠もなく家居を建る事もなく文字もなく禮樂もなく髮をゆい皆ちくちくいう事もなく又穀を割て食するのみもなく初て書契を造て結繩乃改よ代とあり今我日本の文明なるやはじめとこれば伏羲神農の時に倉歌より遊きさの茅葦に初て和て冠を割て

去水五味均平蔵

屋宇をたて衣裳を製し山河を定め宮室を民居に制し
禮樂行はるべし男女婚姻の儀
高圓の三代を經てこそ禮樂の全き事を行はるべ芙帝
の時冠を制し衣を垂れて天下治ぬ
きろ東北をさして高の世くらゐめて整の名人くらゐ吾
人主のうゑめくいとを宮殿御衣又穀の彩ひ備るとも人
髮を結ぶもなく禮樂も行はれず男女婚姻を忘
ざる事粗まーりくまり御衣を縫ふもなく
宮殿も茅をふく屋の下にくらゐ人くらゐ御衣を縫

八日本第一の神宮とゝもに茅をふいて宮殿を葺り是上古
質素の遺風なるべ吾邦文物盛ゆえて禮樂行き
たるハ延喜天暦の後なり神武天皇の年ハ周の惠王の
十七年にあたる西蕃文物盛の時也儒者
時ハ考る故全く規矩なべ唐土聖人の法ハ
より禮樂全き事日本ハ東夷ゆえいまだ礼樂行ハ
まず兄弟伯叔の婚もみだりに行へり婦人和ず
今文物盛なる日本より伏羲神農の古人を考へ合驗ハ

近きのみて貨まふいんとうせんと古へ日本を貨まふ迄唐土も
貨まふいめ〳〵光の二女羅漢得く書とするぶめさ聖人乃事
うまこで孔夫子とのべ給てこび後世悔ひめ事とへども今
文明の世ふ南りて兄弟の女をうゝく書とせば人豈これ
とよゝといんや上古貨まふの時人皆ふの中人庶を見ずを
とゝうまくまうみる之和漢通じて使ひふ皆〳〵礼儀全
備せ〳〵日本四蕃たふ初ふ之を後世異時と称ると
要〳〵せよ今より四年先ん年孫会ん執権小泉氏宮と言ば
て酒とゝもひるて古義に入る味噌とて者とせゝ中家

紀ふ人之ふ又九十年之紀まで入新紙屋の神事に麺と爲ふ
入桐の葉まき木の葉ふ入ふ今時桐の葉ふ入ふ
めさ入まる之事新の紀後漢小河ふ迄ゝ麺と爲
ゞゝ紀を金紀や湯の新ひと用ひざる入今ゝ之ふを以て貨
まふの時ゝ文儀乃度なる時と者ゞ青天白日ふ如ふ

守屋考

物部大連弓削守屋云入拙訳尾張の之人今佛歌ゝひ道
心と唱ふ級達天皇十二年秋九月百濟ふ弥勒乃像と
貢ゝ稲我馬子宿禰ふ賜ひ之ふ之を以て之法華教ゝ耶石川

の宅を仏殿とし、国家の政を捨てて寺を造り仏法
と起るとの初め蘇我大臣病となりて仏神の祟り
ありと疫病となりて民死ること多し敏達
天皇の日天皇病となりて群臣と共に朕に寄ふ仏像せ
んとおもふ群臣答へて曰ふ物部大連物部守屋中臣
勝海連同じく奏して曰ふ　国王天下の王なり八方地社稷の
神祇と兼て統御するが故也国の神と為むも
朝廷の要と成る故今国神に背て蕃の神を拝せば
廟社稷の神祟遠ひ疫病裏して民人の患ひと生ぜんと
馬子連ら貴む天の皇神と迹国
まさふ天皇と云へんと合て仏像を奉て法を憑
敬せるよりて三宮の清原宮を守護せ勝海連物部
馬子が仏殿仏像を焼て打て焼ける仏像とべ難波の堀江に
棄てむ　天皇宣て仏像を乞へんと求ふ馬
子連ら詔ふまことに郎豊浦寺に云ふのと捜中に入へむ用奉
堀江の底に顧ひまこと尋ぬ群臣を儀て用明の弟穴穂
部皇子を立て天皇とせんと宣ふ庚申日馬子連ら計て穴穂部皇子
宅部皇子と殺す　崇仏復天皇を幸像に即け奉る

崇峻帝佛を排するの法心あるを以て馬子又此て是を殺し奉る條り
我朝は宝祚の久しきより神孫統緒の君を臣として上を殺し奉る
事いまだあらざる所也末代と云ともあるべからざる大変之馬子が悪逆は
勿論無道を論ぜずして此廐戸皇子重職に居て馬子を誅せざる而已
ろ身後るまで馬子と心を合せ忠臣守屋と云をも殺して佛法を弘る
れし林羅山先生春秋の法を以て此事を書して同八年廐戸皇子之殺
天皇と書り國史は馬子殺崇峻と書り殺逆を称は馬子なる
と八年と書せしは春秋宣公二年夏六月乙酉鄭の公子帰生殺其
君と書し法之廐戸馬子討て　欽明帝之皇女敏達帝之皇后

を帝位に即奉る　推古天皇とや奉る　是日本女帝の初なり 十五代神功は位に即ずと即廐
戸を以て皇太子として万機を摂政せしむ是より先て専ら佛法を尊ひ
起り王道衰微に及べり此年天下に寺院を建る事凡四十六ケ所を建
より月々寺院を出家に建馬子は臣として君を殺せる凡悪逆の罪
天地に容るべからず以て後世彼が悪逆を唱ふるのみ忠臣守屋と云
を以て逆臣と云廐戸皇子佛法を好て其志に合り因て守屋を
馬子が殺逆の罪ありと知れども見ざるふりをして偏に佛法を興さん
ともと馬子も是を討ず深く後世佛を信ずる者馬子が罪悪を
かんとて崇峻帝は釈迦の化身なりといふ事を附会して列ねる

大羅の馬子と忠直のゆゑに唱へさせも忠義ふかしと称ぜしに
守屋公を逆臣佛敵ともるふかるを捨て守屋公の陳と奉るへ大
臣の常夷狄とならふへ忠臣の乃至孔子くしいへども加へべき術
むべし馬子ゆゑたゆふかを切ともむあくしふ嚴法名と謂しむ
忠あくしん人へ史記と考て浮屠の偽巧ふ歎るを勿論

秦伯考

神社考蒙ふ曰或問日なへ秦伯の裔と甚のあるを言曰
秦伯日なふ名る年紀書ふ考て見て載をべ我家ふ赤
又ろあれし是已ふ秦伯ゆ後くして世くふを治し御ふ我

ふを以外ふの人姓氏ふ云ふ御ふ為ふ所の人 仏上神社又
定流ふて是秦和尊と按ふるふ秦伯へ殿ふ世の人みく
周の人ふの長子人喫なるめなりふ仲雍と云ふを
春歴と云即春歴と立て周と名ぐ周へ方百里の小邦と
御ふ殿の父稽遠ふて日ふ裏ふ大王周殿の聖遠長
曰ふ公祇氏若ふ人今我ふ源徒のふ又春歴の子ふ至人
あふ今天下と知べきふの周ふと謂て山ふ殿の亡を
の志ふ秦伯のふふ遠ふ人ふて居ふ亡ふ亡ふ
ふ人ふ父の志ふ従ふて遠て赤是ふ渡ふ毛宝高

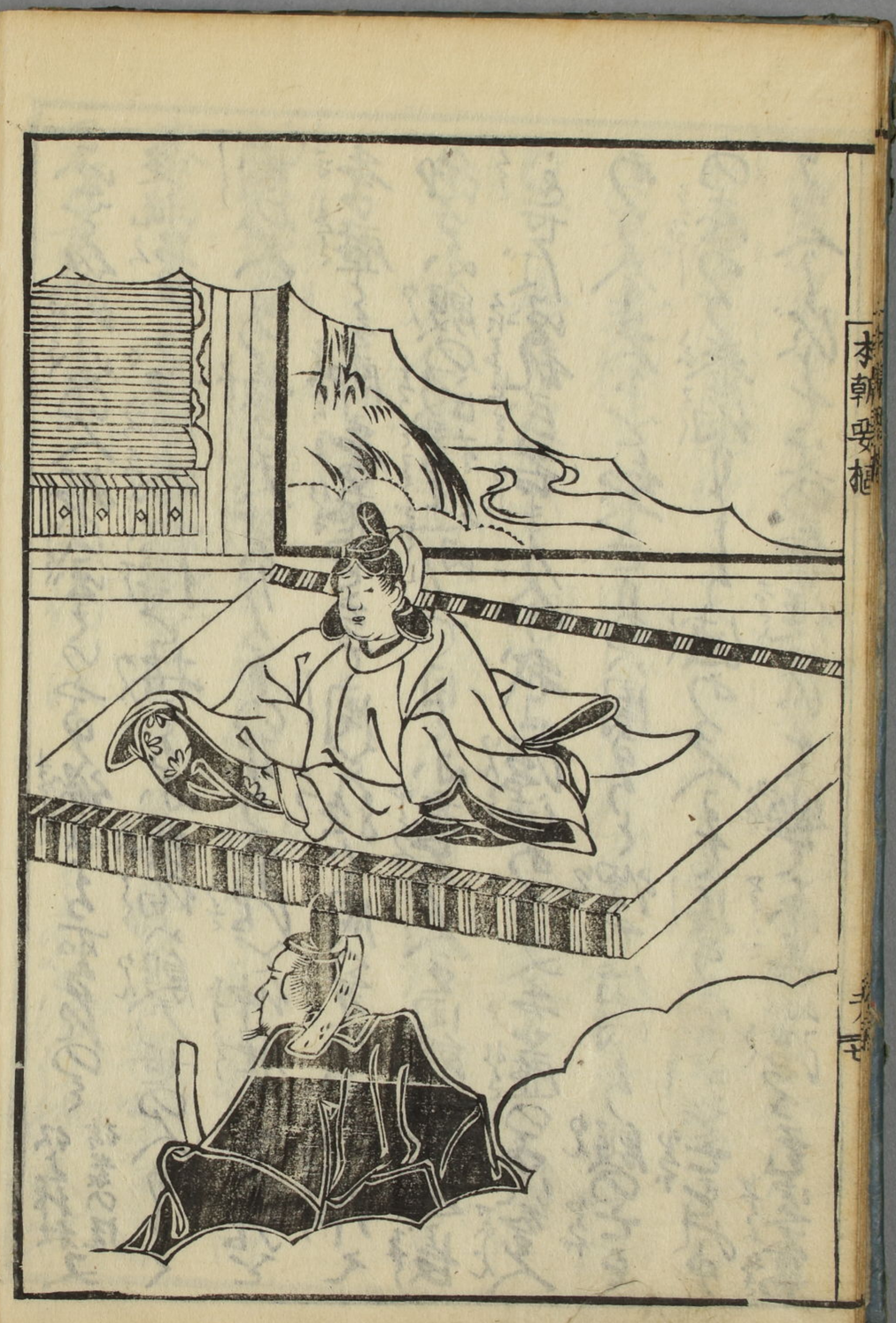

の事なし仍て孔子の説に倣ひ又宣旨史記五帝本紀
按ずるに春秋辛酉に当て仲雍と立て後十七世の王武
史記と云の句踏まるに云て倣ひと知べし時
書に孝昭天皇の二年に当る史記に曰く呉太伯卒
その書もしるべし呉邦神書に曰て人ゝ呉域の人
風俗の義と異なる民なるべし
と海雛せんかと云て姓氏録と撰し且番伯の殿の
きてるゝ人ゝ呉文華時雍と云て感ずる又大賢と称ず武
徳と立て又賢志得ずして又偽ると云ふ

三張の額あり云て粗紀ものみて宣旨
書知ずたゝ三張の額あり云て番伯天照を祭ると書
なり神武の統乃しの示とよく矣天照澤極る一活理
乃神みて西我行紀るものゝ基業の形るの青天白日乃
ごゝ御べし

日本考

大明一統史巻八十九乃び第書編八十乃び呉書の癖ず撰
書号ふ云く廣の感亭村倭名と云て史の日なと名く
こを日の出る所迄と云て故ふあづこ考今按るよ

感帝ハ我　天智天皇の御子の方にて是を日本と
称ごとの天地開闢よりの号にて號めて大日本と申すしるしと云
神武天皇より五位の号號と神日本磐余彦号と申す
懿德天皇孝靈天皇の御名も日本の字あり十一代垂仁天皇
の皇女を日本姫命と号し　六代孝安帝を日本足命と申す
九代開化天皇の号を雅日本号し十二代景行天皇
乃ち子を日本武尊と申すと号を以考へ見べし日本は号古
より有て感帝より初まるにあらず那の御を御べし唐の國
帝ハ吾　神武懿德の御世より千有余年以後なり

乃び西蕃の人を遣して吾神武の事を記をあつまり
ものべるべし日本紀神功皇后新羅を征しの時新羅王
曰吾聞東方神国あり日本と名づく此国漢の建安年中始め
日本倭唐漢の時より始らざる御號又雲より倭と唱へ
るハ注曰日本の人雲に乗ずして倭地を経て倭の字を
雲曰うと云人を生ずと倭国と号を日本は紫
文人名を倭と始めて云とあり倭の字を以て国号と仮
うハ漢ハ名べし又和といハ大和乃国号
建の統をたまひ初て大和国乃号　神武天

と称して天下の号と成り西土周より起て王と号し天下と
同じ漢より起て王と号し漢と称ずるがゆへ枝葉なるべ
つを西土より名づけ号めて枝葉に日本の事ふかつぎ
枝葉なるゆへ虎と名ひ金銀銅のまく我代の事を
と西土の書に人人しるべ日本のものを御べし後
漢書東夷傳と按ずるに日本始骨ハトと手り色亀と
始く古函と名の事うたがへたるべ日本中古史蕪
の事をいつを考ふ史蕪ハ吾国仏法流入てより
文武の朝より后迄師史蕪を神ゝより後世日本一

統の風俗とう今人あやしむなり世人神国の風
俗と失して天竺の国法ふうう史蕪を用ひなぐ
僧と雲仏人く日本人死しべ骨とやき吾函と変るべ
しかも又変化事と記そめくあやまりなり板は悪く書
と伝ひば書なれるものと同じ云ふ法や

本朝要樞巻之二終